

令和 6 年 9 月

太 田 市 議 会 定 例 会 議 案

目 次

番号	議案番号	件名	ページ
1	報告第 5 号	令和 5 年度太田市一般会計継続費精算報告書について	1
2	報告第 6 号	令和 5 年度太田市下水道事業等会計継続費精算報告書について	3
3	報告第 7 号	令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率について	5
4	議案第 6 9 号	太田市農業委員会委員任命の同意について	8
5	議案第 7 0 号	人権擁護委員候補者の推薦について	9
6	議案第 7 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	1 0
7	議案第 7 2 号	令和 5 年度太田市一般会計歳入歳出決算認定について	1 1 (別冊)
8	議案第 7 3 号	令和 5 年度太田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	1 2 (別冊)
9	議案第 7 4 号	令和 5 年度太田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	1 3 (別冊)
1 0	議案第 7 5 号	令和 5 年度太田市八王子山墓園特別会計歳入歳出決算認定について	1 4 (別冊)
1 1	議案第 7 6 号	令和 5 年度太田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	1 5 (別冊)
1 2	議案第 7 7 号	令和 5 年度太田市太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算認定について	1 6 (別冊)
1 3	議案第 7 8 号	令和 5 年度太田市下水道事業等会計決算認定について	1 7 (別冊)
1 4	議案第 7 9 号	令和 6 年度太田市一般会計補正予算 (第 3 号) について	1 8 (別冊)
1 5	議案第 8 0 号	令和 6 年度太田市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) について	
1 6	議案第 8 1 号	令和 6 年度太田市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) について	

番号	議案番号	件名	ページ
17	議案第82号	令和6年度太田市八王子山墓園特別会計補正予算（第1号）について	18 (別冊)
18	議案第83号	令和6年度太田市介護保険特別会計補正予算（第1号）について	
19	議案第84号	令和6年度太田市太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）について	
20	議案第85号	令和6年度太田市下水道事業等会計補正予算（第1号）について	
21	議案第86号	多文化共生センターおおた条例の制定について	19
22	議案第87号	太田市駐車場条例の一部改正について	23
23	議案第88号	太田市行政センター条例の一部改正について	25
24	議案第89号	太田みらい給付型奨学金条例の制定について	26
25	議案第90号	太田市学校教育センター条例の一部改正について	30
26	議案第91号	太田市高齢者就労促進施設条例の制定について	31
27	議案第92号	太田市営住宅条例の一部改正について	35
28	議案第93号	財産の取得について（内部情報系端末及びディスプレイ）	36
29	議案第94号	財産の取得について（消防ポンプ自動車）	38
30	議案第95号	財産の取得について（（仮称）太田西複合拠点公共施設用事務備品一式）	41
31	議案第96号	太田市役所本庁舎エレベーター（1～3号機）更新工事請負工事契約締結について	45
32	議案第97号	太田市新田文化会館・総合体育館外壁防水ほか改修工事請負契約締結について	47
33	議案第98号	（仮称）太田西複合拠点公共施設建設事業 建築主体工事請負契約の変更について	51

番号	議 案 番 号	件 名	ページ
3 4	議案第 9 9 号	(仮称) スtockヤード整備工事請負契約締結 について	5 4

報告第5号

令和5年度太田市一般会計継続費精算報告書について

令和5年度太田市一般会計継続費に係る（仮称）市民体育館建設事業が完了したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、報告する。

令和6年9月3日提出

太田市長 清水 聖 義

令和5年度太田市一般会計継続費精算報告書（別紙のとおり）

令和5年度太田市一般会計継続経費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較			
				左 の 財 源 内 訳			支出済額	左 の 財 源 内 訳			年割額と 支出済額の 差	左 の 財 源 内 訳			一般財源
				年割額	国県支出金	特定財源 地方債		一般財源	その他	国県支出金	特定財源 地方債	一般財源	その他	国県支出金	
				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10 教育費	7 保健体育費	(仮称) 市民体育 館建設事業	2	300,000,000	0	203,400,000	85,800,000	10,800,000	85,800,000	0	0	85,800,000	0	203,400,000	10,800,000
			3	1,840,000,000	221,505,000	574,000,000	1,014,200,000	30,295,000	1,646,673,700	221,505,000	390,100,000	20,868,700	193,326,300	0	9,426,300
			4	3,910,000,000	860,212,000	1,852,200,000	1,100,000,000	97,588,000	4,260,104,200	879,359,000	2,061,200,000	219,546,200	△ 350,104,200	△ 209,000,000	△ 121,958,200
			5	2,200,000,000	0	0	2,200,000,000	0	2,197,556,140	0	0	2,192,829,000	4,727,140	0	△ 4,727,140
			計	8,250,000,000	1,081,717,000	2,629,600,000	4,400,000,000	138,683,000	8,190,134,040	1,100,863,000	2,451,300,000	245,142,040	59,865,960	△ 19,146,000	△ 106,459,040

報告第6号

令和5年度太田市下水道事業等会計継続費精算報告書について
令和5年度太田市下水道事業等会計継続費に係る第一浄化センター他2施設再構築事業（第一浄化センター他2施設ポンプ設備・電気設備更新工事）について、完成した部分までの支払義務発生額をもって精算したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により、報告する。

令和6年9月3日提出

太田市長 清水 聖 義

令和5年度太田市下水道事業等会計継続費精算報告書（別紙のとおり）

令和5年度太田市下水道事業等会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体			計 画			実 績			比 較		
				年 割 額	左 の 金 額		左 の 財 源		内 訳	支払義務 発生額	左 の 財 源		年割額と支払義務 発生額の差	左 の 財 源	
					国庫支出金	企業債	国庫支出金	企業債			国庫支出金	企業債		国庫支出金	企業債
1 公共下水道 事業資本的支出	1 公共下水道 施設費	第一浄化センター他2施設再構築事業(第一浄化センター他2施設ポンプ設備・電気設備更新工事)	令和3	23,000,000	11,800,000	11,200,000	0	0	0	0	0	0	23,000,000	11,800,000	11,200,000
			4	207,000,000	100,950,000	106,000,000	50,000	0	0	124,300,000	60,200,000	64,100,000	82,700,000	40,750,000	41,900,000
			5						0	0	0	0	0	0	0
			計	230,000,000	112,750,000	117,200,000	50,000	0	0	124,300,000	60,200,000	64,100,000	105,700,000	52,550,000	53,100,000

※令和5年度の支払義務発生額は、地方公営企業法第26条第1項の規定による継続費の繰越によるもの

報告第7号

令和5年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて報告する。

令和6年9月3日提出

太田市長 清水 聖 義

令和5年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率について
(別紙のとおり)

令和5年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率について

1 健全化判断比率

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定によるもの)

(単位：%)

区 分	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	—	11.30	20.00
② 連結実質赤字比率	—	16.30	30.00
③ 実質公債費比率	5.8	25.0	35.0
④ 将来負担比率	28.2	350.0	

- ・①実質赤字比率は「なし」ですが、黒字の程度は7.30%です。
- ・②連結実質赤字比率は「なし」ですが、黒字の程度は11.52%です。
- ・早期健全化基準は、市町村の財政規模等により設定された数値で、この基準を超えた場合は、財政健全化計画の策定等が必要になります。
- ・財政再生基準は、市町村に設定された数値で、この基準を超えた場合は、財政再生計画の策定等が必要になります。

2 資金不足比率

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によるもの)

(単位：%)

区 分	下水道事業等会計	太陽光発電事業特別会計	経営健全化基準
資金不足比率	—	—	20.0

- ・各会計とも資金不足は発生していないため、資金不足比率は「なし」です。

算定方法

$$\text{①実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・一般会計等の実質赤字額
一般会計及び特別会計のうち、普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・標準財政規模：47,253,964千円（令和5年度）

$$\text{②連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・連結実質赤字額：アとイの合計額がウとエの合計額を超える場合の当該超える額
ア 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
イ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
ウ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
エ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{③実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金+準元利償還金) - (特定財源+元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 - (元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \quad \text{(3か年平均)}$$

- ・準元利償還金
満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額、一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもののほか

$$\text{④将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 - (充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)}}{\text{標準財政規模 - (元利・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

- ・将来負担額
一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高、一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額、退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額ほか

（公営企業）

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・資金の不足額＝（流動負債＋建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額
- ・事業の規模＝営業収益の額－受託工事収益の額

議案第69号

太田市農業委員会委員任命の同意について

太田市農業委員会委員齋藤森雄は、令和6年4月30日辞任したため、その後任に次の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和6年9月3日提出

太田市長 清水 聖 義

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 生年月日

議案第70号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員八代敏彦は、令和6年9月30日任期満了となり、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第9条ただし書の規定により、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行うところ、後任候補者に次の者を推薦したいので、同法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和6年9月3日提出

太田市長 清水 聖 義

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 生年月日

議案第 7 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員齋藤保義は、令和 6 年 1 2 月 3 1 日任期満了になるため、後任候補者に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 2 4 年法律第 1 3 9 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

太田市長 清 水 聖 義

- 1 住 所
- 2 氏 名
- 3 生年月日

議案第72号

令和5年度太田市一般会計歳入歳出決算認定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度太田市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月3日提出

太田市長 清水 聖 義

令和5年度太田市一般会計歳入歳出決算について 別冊

議案第73号

令和5年度太田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度太田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月3日提出

太田市長 清水 聖 義

令和5年度太田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について 別冊

議案第74号

令和5年度太田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度太田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月3日提出

太田市長 清水 聖 義

令和5年度太田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
別冊

議案第75号

令和5年度太田市八王子山墓園特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度太田市八王子山墓園特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月3日提出

太田市長 清水 聖 義

令和5年度太田市八王子山墓園特別会計歳入歳出決算について 別冊

議案第76号

令和5年度太田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度太田市介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月3日提出

太田市長 清水 聖 義

令和5年度太田市介護保険特別会計歳入歳出決算について 別冊

議案第 77 号

令和 5 年度太田市太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度太田市太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

太田市長 清 水 聖 義

令和 5 年度太田市太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算について
別冊

議案第78号

令和5年度太田市下水道事業等会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和5年度太田市下水道事業等会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和6年9月3日提出

太田市長 清水 聖 義

令和5年度太田市下水道事業等会計決算について 別冊

議案第79号 令和6年度太田市一般会計補正予算（第3号）について 別冊

議案第80号 令和6年度太田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について 別冊

議案第81号 令和6年度太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について 別冊

議案第82号 令和6年度太田市八王子山墓園特別会計補正予算（第1号）について 別冊

議案第83号 令和6年度太田市介護保険特別会計補正予算（第1号）について 別冊

議案第84号 令和6年度太田市太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）について 別冊

議案第85号 令和6年度太田市下水道事業等会計補正予算（第1号）について 別冊

議案第86号

多文化共生センターおおた条例の制定について
多文化共生センターおおた条例を次のとおり制定する。

令和6年9月3日提出

太田市長 清水 聖 義

多文化共生センターおおた条例

(設置)

第1条 国籍の異なる市民が相互理解を深め、共に安心して暮らせる多文化共生社会の実現を目的に、多文化共生センターおおた（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 多文化共生センターおおた
- (2) 位置 太田市飯塚町69番地3

(事業)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 日本語及び外国語学習の支援に関すること。
- (2) 多文化共生の推進に関すること。
- (3) センターの利用の許可に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの設置の目的（以下「設置目的」という。）を達成するために必要な事業

(利用期間及び休館日)

第4条 センターの利用期間は、1月4日から12月28日までとする。

2 センターの休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。

- 3 市長は、必要があると認めるときは、第1項の利用期間及び前項の休館日を変更することができる。

(利用時間)

第5条 センターの利用時間は、午前9時から午後9時までとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の利用時間を変更することができる。

(利用の許可)

第6条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- 2 市長は、センターの利用を許可するときは、管理上必要な条件を付することができる。

- 3 市長は、センターを利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) センターの施設、設備等（以下「施設等」という。）その他物件を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 設置目的に反して利用しようとするとき。
- (5) その他市長が不適當と認めるとき。

(利用できる者の範囲)

第7条 センターを利用できる者は、市内で国際交流活動を行う次のいずれかに該当する団体であって、多文化共生の推進に資すると市長が認めるものとする。

- (1) 日本語教室を行う国際交流団体
- (2) 前号の団体以外の国際交流活動又は多文化共生推進事業を行う団体

- 2 市長は、前項に定める団体の利用に特に支障がないと認めるときは、センターを前項に定める者以外の団体に利用させることができる。

(行為の制限)

第8条 センターの利用の許可を受けた団体（以下「利用団体」という。）は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 利用の許可を受けた目的以外でセンターを利用すること。
- (2) 利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸すること。
- (3) 市長の許可を受けないで工作物その他の設備をすること。
- (4) その他市長が禁止したこと。

(利用の許可の取消し等)

第9条 市長は、利用団体が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則等に違反したとき。
- (2) 不正の行為により利用の許可を受けたとき。
- (3) 第6条第2項の規定により付された条件に違反したとき。
- (4) 第6条第3項各号のいずれかに該当し、又は前条各号のいずれかに掲げる行為をしたとき。

- 2 市は、前項の規定を適用したことにより利用団体が受けた損害について、その賠償の責任を負わない。

(原状回復義務)

第10条 利用団体は、センターの利用が終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。

- 2 利用団体が前項の義務を履行しないときは、市長が利用団体に代わって原状に回復し、これによって生じた経費を利用団体から徴収することができる。
- 3 前条第1項の規定により利用の許可を取り消し、又は利用を停止

した場合においては、前2項の規定を準用する。

(損害賠償)

第11条 利用団体は、施設等その他物件を損傷したとき、市長の命ずるところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。

(その他)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第 87 号

太田市駐車場条例の一部改正について
太田市駐車場条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

太田市長 清 水 聖 義

太田市駐車場条例の一部を改正する条例

太田市駐車場条例（平成 20 年太田市条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「規則で定める」を「午前 0 時から翌日の午前 0 時までとする」に改める。

第 6 条第 1 項の表 BUS ターミナルおおた駐車場の項中「最初の 2 時間」を「最初の 1 時間」に、「2 時間を超え」を「1 時間を超え」に改める。

第 7 条を削り、第 8 条を第 7 条とする。

第 9 条中「次の各号のいずれかに該当する」を「市長は、規則で定める」に改め、同条各号を削り、同条を第 8 条とする。

第 10 条を第 9 条とし、第 11 条から第 14 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

第 15 条第 3 項中「第 12 条」を「第 11 条」に、「第 19 条」を「第 18 条」に改め、同条を第 14 条とする。

第 16 条を第 15 条とする。

第 17 条第 3 項中「第 11 条」を「第 10 条」に、「第 8 条」を「第 7 条」に、「第 9 条」を「第 8 条」に、「第 10 条」を「第 9 条」に改め、同条を第 16 条とする。

第18条を第17条とし、第19条を第18条とし、第20条を第19条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にBUSターミナルおおた駐車場を利用している者に係る当該利用期間中の使用料については、なお従前の例による。

議案第 88 号

太田市行政センター条例の一部改正について
太田市行政センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

太田市長 清 水 聖 義

太田市行政センター条例の一部を改正する条例
太田市行政センター条例（平成 17 年太田市条例第 25 号）の一部
を次のように改正する。

別表第 1 太田市太田行政センターの部東本町広場の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 89 号

太田市みらい給付型奨学金条例の制定について
太田市みらい給付型奨学金条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

太田市長 清 水 聖 義

太田市みらい給付型奨学金条例

(目的)

第 1 条 この条例は、ふるさと太田市に愛着があり、修学の意欲と能力を有するにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な者に対し、予算の範囲内において太田市みらい給付型奨学金（以下「奨学金」という。）を支給し、もって有用な人材を育成することを目的とする。

(奨学生の資格)

第 2 条 奨学金の支給を受けることができる者（以下「奨学生」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する高等学校（中等教育学校を含む。）を卒業した場合又は同法に規定する特別支援学校の高等部、高等専門学校の 3 年次若しくは専修学校の高等課程を修了した場合、当該卒業し、又は修了した日において引き続き 1 年以上、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定に基づき太田市の住民基本台帳に記録されており、かつ、生活の本拠が太田市内にあった者であること。

イ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第

1号) 第8条第1項に規定する認定試験合格者である場合、当該認定試験合格者となった日において引き続き1年以上、住民基本台帳法の規定に基づき太田市の住民基本台帳に記録されており、かつ、生活の本拠が太田市内にあった者であること。

(2) 次条の規定による申請をした日から起算して1年以上前から引き続き、奨学生の生計を維持する者（以下「生計維持者」という。）が住民基本台帳法の規定に基づき太田市の住民基本台帳に記録されていること。ただし、第5条第2項に規定する支給期間を経過したものについては、この限りでない。

(3) 学校教育法に規定する大学、高等専門学校（4年次以上及び専攻科に限る。）又は専修学校（専門課程に限る。）（以下「学校」という。）に在学していること。

(4) 学力優秀で、修学意欲のあること。

(5) 経済的な理由により修学が困難であること。

(6) 奨学生及び生計維持者に市税等の滞納がないこと。

(7) 大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)の規定による学資支給又は授業料等の減免を受けていないこと。

(8) 太田市が実施する奨学金の支給又は貸与を受けていないこと。

(9) その他公私の団体から学資の支給を受けていないこと。

2 前項に掲げる者のほか、教育委員会が前項に掲げる者に準ずると認める者については、奨学生の資格を有する者とみなす。

(支給の申請)

第3条 奨学金の支給を受けようとする者は、太田市教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定めるところにより、太田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に申請しなければならない。

(支給の決定)

第4条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、当該

申請について、実情を調査し、適当と認めた者に対して、奨学金の支給を決定する。

(奨学金の額及び支給期間)

第5条 奨学金の支給額は、1人当たり月額5万円とする。

2 奨学金の支給期間は、在学する学校の正規の修業年限とする。

(異動の届出)

第6条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 休学し、復学し、転学し、停学し、又は退学したとき。
- (2) 奨学生又は生計維持者の氏名又は住所等に異動があったとき。
- (3) 奨学金の支給を辞退するとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、奨学生について重要な異動があったとき。

(奨学金の休止)

第7条 奨学生が休学したときは、その期間中奨学金の支給を休止する。

(奨学金の廃止)

第8条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の支給を廃止する。

- (1) 学校を退学したとき。
- (2) 次学年に進級できなかったとき。
- (3) 奨学金の支給を辞退したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により奨学金の支給を受けたとき。
- (5) 第2条第1項第2号から第9号までに掲げる要件に該当せず、かつ、同条第2項に規定する教育委員会が同条第1項に掲げる者に準ずると認める者に該当しないとき。
- (6) その他教育委員会が奨学金を支給することが適当でないと認めたとき。

(奨学金の返還)

第9条 奨学金は返還を要しない。ただし、前条の規定により奨学金の支給を廃止されたときは、この限りでない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

議案第 90 号

太田市学校教育センター条例の一部改正について
太田市学校教育センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

太田市長 清 水 聖 義

太田市学校教育センター条例の一部を改正する条例
太田市学校教育センター条例（令和 4 年太田市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「太田市新野町 80 番地 3」を「太田市飯塚町 69 番地 3」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第91号

太田市高齢者就労促進施設条例の制定について
太田市高齢者就労促進施設条例を次のとおり制定する。

令和6年9月3日提出

太田市長 清水 聖 義

太田市高齢者就労促進施設条例

(目的)

第1条 働く意欲と能力のある高年齢退職者の臨時的かつ短期的な就業機会を確保し、もって高齢者の福祉の増進に資することを目的として、太田市高齢者就労促進施設（以下「就労促進施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 就労促進施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 太田市高齢者就労促進施設
- (2) 位置 太田市西野谷町67番地1

(事業)

第3条 就労促進施設は、次の事業を行う。

- (1) 高齢者の社会参加と就労手段の開発
- (2) 高齢者の生きがいとなる就労相談
- (3) 就労促進施設を一般の利用に供する事業
- (4) 第1条に掲げる目的の達成を主たる業務とする公益的団体等の業務に必要な場所の提供
- (5) 前4号のほか、目的達成のために必要な事業

(管理)

第4条 就労促進施設は、常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効率的に運用しなければならない。

(利用の承認)

第5条 就労促進施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認の際に必要な条件を付することができる。

3 市長は、就労促進施設を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、就労促進施設の利用を承認しないものとする。

(1) 就労促進施設の建物又は附属設備（以下「施設設備等」という。）その他物件を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) その他管理上支障があると認められるとき。

(利用の承認の取消し等)

第6条 市長は、前条第1項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。この場合において、利用者が受けた損害について、市はその賠償の責任を負わない。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則等に違反したとき。

(2) 不正の行為によりその承認を受けたとき。

(3) 前条第2項の規定により付された条件に違反したとき。

(4) 前条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(利用時の注意事項)

第7条 利用者は、常に善良な利用者としての注意をもって施設設備

等を利用しなければならない。

(損害賠償)

第8条 利用者は、施設設備等その他物件を破損し、又は滅失したときは、市長の命ずるところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の不徴収)

第9条 就労促進施設の利用については、使用料を徴収しない。

(指定管理者による管理)

第10条 就労促進施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 施設設備等の維持管理に関すること。
- (2) 就労促進施設の利用の承認等に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第5条及び第6条の規定の適用については、第5条及び第6条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条中「市は」とあるのは「指定管理者は」とする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第11条 指定管理者は、次に掲げる基準により業務を行わなければならない。

- (1) この条例及びこの条例に基づく規則並びに関係法令等の規定を遵守すること。
- (2) 施設設備等の維持管理を適正に行うこと。
- (3) 施設設備等その他物件を損傷し、又は滅失したときは、速やか

に、その旨を市長に報告すること。

(その他)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。

議案第 9 2 号

太田市営住宅条例の一部改正について
太田市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

太田市長 清 水 聖 義

太田市営住宅条例の一部を改正する条例
太田市営住宅条例（平成 1 7 年太田市条例第 2 2 5 号）の一部
を次のように改正する。

第 2 条第 1 号エを削る。

第 1 5 条第 5 項中「及びその他住宅」を削る。

別表第 2 新井東住宅の項を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

議案第 93 号

財産の取得について
次のとおり内部情報系端末及びディスプレイを取得するものとする。

令和 6 年 9 月 3 日提出

太田市長 清 水 聖 義

- | | |
|----------|---------------------------------------|
| 1 取得財産 | 内部情報系端末 390組
ディスプレイ 390台 |
| 2 取得の目的 | 耐用年数を経過した庁内の内部情報系端末及びディスプレイを更新するため |
| 3 取得予定価格 | 54,912,000円 |
| 4 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 5 契約の相手方 | 太田市西本町33番3号
株式会社シモヤマ
代表取締役 下山和男 |

財産の取得について附属資料

1 取得財産の概要

内部情報系端末（デスクトップ型）	390組
ディスプレイ	390台

2 契約履行期間

契約締結の日から

令和7年2月28日まで

3 指名競争入札指名業者

株式会社栗原医療器械店太田支店（失格）

株式会社強戸柳文（辞退）

株式会社シモヤマ

株式会社カワムラ

株式会社シー・ビー・エス

株式会社エイコー社（辞退）

有限会社アマガサ（辞退）

有限会社おかの（辞退）

村山包装株式会社（辞退）

議案第94号

財産の取得について
次のとおり消防ポンプ自動車を取得するものとする。

令和6年9月3日提出

太田市長 清水 聖 義

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得財産 | 消防ポンプ自動車 2台 |
| 2 | 取得の目的 | 消防団の消防装備の充実強化を図るため |
| 3 | 取得予定価格 | 41,715,080円 |
| 4 | 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 5 | 契約の相手方 | 茨城県古河市幸町1番45号
小池株式会社
代表取締役 小池 昌平 |

財産の取得について附属資料

1 取得財産の概要

項 目	内 容
車両の種類	消防ポンプ自動車
車両総重量	5. 0 t 未満
エ ン ジ ン	水冷直列ディーゼルエンジン
総 排 気 量	4. 0 0 L 以上
最 高 出 力	1 3 0 P S 以上
積 載 品	救助資機材、救急資機材、手動式ホースカー、L E D 発電照明装置、ドライブレコーダー等
仕 様	シ ャ シ：トヨタダイナ消防シャシ キ ャ ブ：4 ドアダブルキャブハイルーフ型 二輪駆動方式 ポ ン プ：A－2 級二段バランスタービンポンプ 規格放水性能：0. 8 5 M P a において放水量毎 分 2. 6 m ³ 以上

2 契約履行期間

契約締結の日から

令和 7 年 3 月 3 1 日まで

3 配置先

太田市消防団

第 1 1 分団第 1 部（尾島地区）

第 1 5 分団第 2 部（藪塚西部地区）

4 指名競争入札指名業者

ジーエムいちはら工業株式会社

株式会社モリタ東京支店

温井自動車工業株式会社

株式会社佐藤工業所

小池株式会社

株式会社河田自動車（辞退）

株式会社ナカムラ消防化学東京営業所

日本機械工業株式会社本社営業部

長野ポンプ株式会社東京営業所

議案第95号

財産の取得について

次のとおり（仮称）太田西複合拠点公共施設用事務備品一式を取得するものとする。

令和6年9月3日提出

太田市長 清水 聖 義

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得財産 | （仮称）太田西複合拠点公共施設用事務備品一式 |
| 2 | 取得の目的 | （仮称）太田西複合拠点公共施設建設に伴い、施設用備品一式を整備するため |
| 3 | 取得予定価格 | 47,102,000円 |
| 4 | 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 5 | 契約の相手方 | 太田市西本町33番3号
株式会社シモヤマ
代表取締役 下山 和 男 |

財産の取得について附属資料

1 取得財産の概要

品 名	数 量
傘立て	4 台
パンフレットスタンド	1 台
消火器ケース	2 5 台
ゴミ箱	2 6 個
授乳室用ソファ	3 台
物置台	1 台
事務机	4 0 台
事務椅子	3 7 脚
キャビネット	3 0 台
両開き書庫	2 4 台
引違い書庫	5 台
オープン書庫	2 台
キャビネット用ベース	5 2 台
掛け時計	1 2 個
ホワイトボード	5 個
ホワイトボード用レールセット	4 個
図書カウンター用椅子	3 脚
打合せテーブル	1 1 台
打合せ用椅子	3 0 脚
ロッカー	1 3 台
食器棚	3 台
スチールラック	3 6 台
スチールラック用側当たり	1 3 6 個
窓口受付用椅子	1 5 脚
カウンター下書類入れ棚	3 台
待合ホール椅子	9 台
デスクサイドワゴン	6 台
プリンター台	6 台

トレーキャビネット	5台
申請書ラック	3台
掃除道具入れ	2台
パーテーション	14台
案内板	20台
ファイルワゴン	4台
プリンタワゴン	3台
会議用テーブル	66台
ミーティングチェア	308脚
ミーティングチェア用台車	8台
医師用椅子	2脚
ベビーベッド	3台
診察デスク	2台
患者用椅子	2脚
脱衣かご	6台
ワークテーブル	6台
診察台	1台
おむつ交換台	1台
薬品戸棚	1台
ベルトポール	5本
演台	1台
多目的室用椅子	24脚
来客者カウンター	1台
カウンターセンサー	1台
ダブルカレンダー	1個
ビックブック専用棚	1個
ブックトラック	3台
フリーステップ	1台
踏み台	3台
置き式サイン	5個
返却本カート	2台
研磨機	2台
新聞収納棚	1台

ソファ	4 7 台
ローテーブル	2 1 台
テーブル	2 1 台
チェア	4 6 脚
座クッション	7 枚
カウンターチェア	8 脚
書架スツール	2 2 台
屋外ベンチ	6 台

2 契約履行期間

契約締結の日から

令和7年1月31日まで

3 指名競争入札指名業者

株式会社齋藤機械（辞退）

株式会社シモヤマ

株式会社カワムラ（辞退）

株式会社シー・ビー・エス

株式会社エイコー社（辞退）

有限会社アマガサ（辞退）

村山包装株式会社（辞退）

アナハラ文具（辞退）

議案第96号

太田市役所本庁舎エレベーター（1～3号機）更新工事請負契約締結について

太田市役所本庁舎エレベーター（1～3号機）更新工事の請負契約を次のとおり締結するものとする。

令和6年9月3日提出

太田市長 清水 聖 義

- | | |
|-----------|--|
| 1 目 的 | 太田市役所本庁舎エレベーター（1～3号機）更新工事 |
| 2 工 事 場 所 | 太田市浜町2番35地内 |
| 3 契約の方法 | 随意契約 |
| 4 契約金額 | 286,000,000円 |
| 5 契約の相手方 | 埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地
16
三菱電機ビルソリューションズ株式会社関越
支社
支社長 中 村 吉 宏 |

太田市役所本庁舎エレベーター（１～３号機）更新工事請負契約締結について附属資料

1 工事の概要

太田市役所本庁舎高層棟東側のエレベーター３台（シースルーエレベーター）の巻上機、制御盤、操作盤、表示器具、着床装置等制御機器を更新するほか、P波センサ付地震時管制運転装置等、現行のエレベーター耐震基準に適合する設備を導入し既存不適格事項の解消を図るもの。

2 工 期

着工予定年月日 契約締結の日の翌日

完成予定年月日 令和８年１月３１日

議案第 97 号

太田市新田文化会館・総合体育館外壁防水ほか改修工事請負契約
締結について

太田市新田文化会館・総合体育館外壁防水ほか改修工事の請負契約を
次のとおり締結するものとする。

令和 6 年 9 月 3 日提出

太田市長 清 水 聖 義

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 目 的 | 太田市新田文化会館・総合体育館外壁防水ほか改修工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 太田市新田金井町 6 0 7 番地内 |
| 3 | 契 約 の 方 法 | 条件付一般競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 1 8 5, 2 6 2, 0 0 0 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 太田市飯田町 1 2 4 2 番地 2
協和建設株式会社
代表取締役 小笠原 尊 正 |

太田市新田文化会館・総合体育館外壁防水ほか改修工事請負契約
締結について附属資料

1 工事の概要

外壁改修工事	一式
塗装改修工事	一式
防水改修工事	一式
シーリング改修工事	一式
雑工事	一式

2 工期

着工予定年月日 契約締結の日の翌日

完成予定年月日 令和7年10月31日

3 条件付一般競争入札参加者

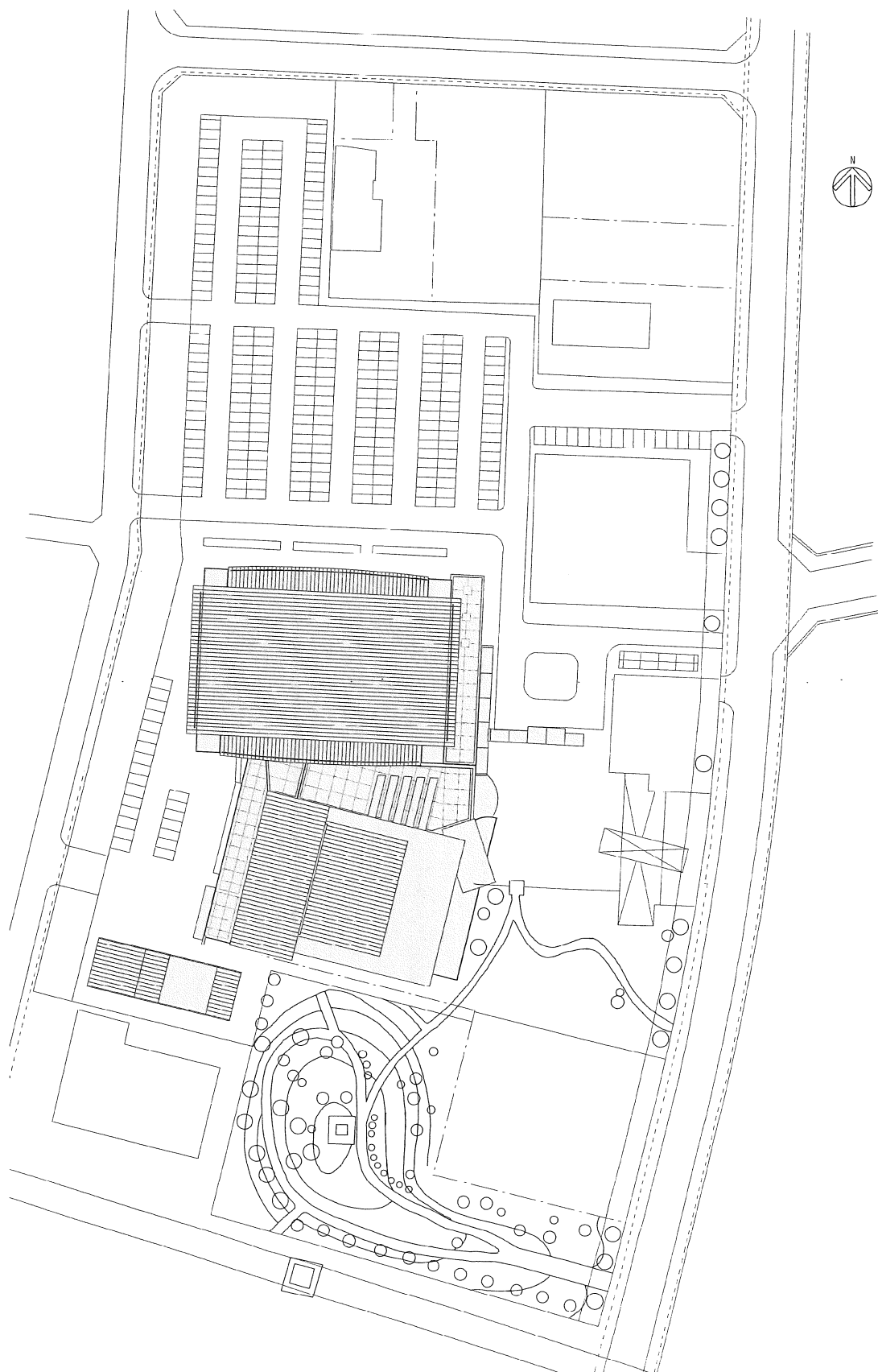
協和建設株式会社

加藤建設興業株式会社

位置図



配置図



※  改修建物を示す。

議案第 98 号

(仮称) 太田西複合拠点公共施設建設事業 建築主体工事請負
契約の変更について

令和4年12月6日議案第108号により議決を経て締結し、令和
6年3月15日議案第43号により議決を経てその一部を変更した
(仮称) 太田西複合拠点公共施設建設事業 建築主体工事請負契約の
一部を次のとおり変更するものとする。

令和6年9月3日提出

太田市長 清水 聖 義

事項名	変更前	変更後
契約金額	1, 516, 460, 000円	1, 749, 110, 000円

(仮称) 太田西複合拠点公共施設建設事業 建築主体工事請負
契約の変更について附属資料

1 変更理由

屋上緑化の実施に伴う雨漏り防止のための防水及び仕上工事の設計変更の実施、安全性向上のためのコンクリート床版の強度の向上に伴う鉄骨の特殊加工の実施及び実用性向上に伴う施設の維持管理に適した設計変更の実施のため、各種工事における仕様及び設計数量を見直し、これらに係る費用について契約金額の増額変更を行うもの。また、その変更に対する工事内容の調整を含めて契約工期の延長を行うもの。

2 契約の相手方

太田市浜町10番33号

石川建設株式会社

代表取締役 石 川 雅 之

3 当初契約金額

1, 329, 790, 000円

4 工期

変更前 着工年月日 令和4年12月7日

完成予定年月日 令和6年10月31日

変更後 着工年月日 令和4年12月7日

完成予定年月日 令和6年12月13日

5 その他

関連工事である電気設備工事及び機械設備工事についても、工期

のみ変更予定。

議案第 99 号

(仮称) ストックヤード整備工事請負契約締結について
(仮称) ストックヤード整備工事の請負契約を次のとおり締結する
ものとする。

令和 6 年 9 月 3 日提出

太田市長 清 水 聖 義

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 目 的 | (仮称) ストックヤード整備工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 太田市細谷町 1 7 1 2 番ほか地内 |
| 3 | 契 約 の 方 法 | 条件付一般競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 1 7 8, 2 0 0, 0 0 0 円 |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 太田市大久保町 1 2 5 番地 1 1 0
工藤建設工業株式会社
代表取締役 工 藤 直 也 |

(仮称) スtockヤード整備工事請負契約締結について附属資料

1 工事の概要

構造 鉄骨造平家建

建築面積 401.62m²

延床面積 387.80m²

建築工事 一式

電気設備工事 一式

機械設備工事 一式

外構工事 一式

2 工期

着工予定年月日 契約締結の日の翌日

完成予定年月日 令和7年3月14日

3 条件付一般競争入札参加者

協和建設株式会社

株式会社石宝

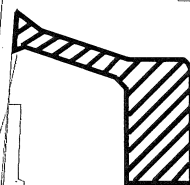
塚越建設株式会社

加藤建設興業株式会社

大沢建設株式会社

工藤建設工業株式会社

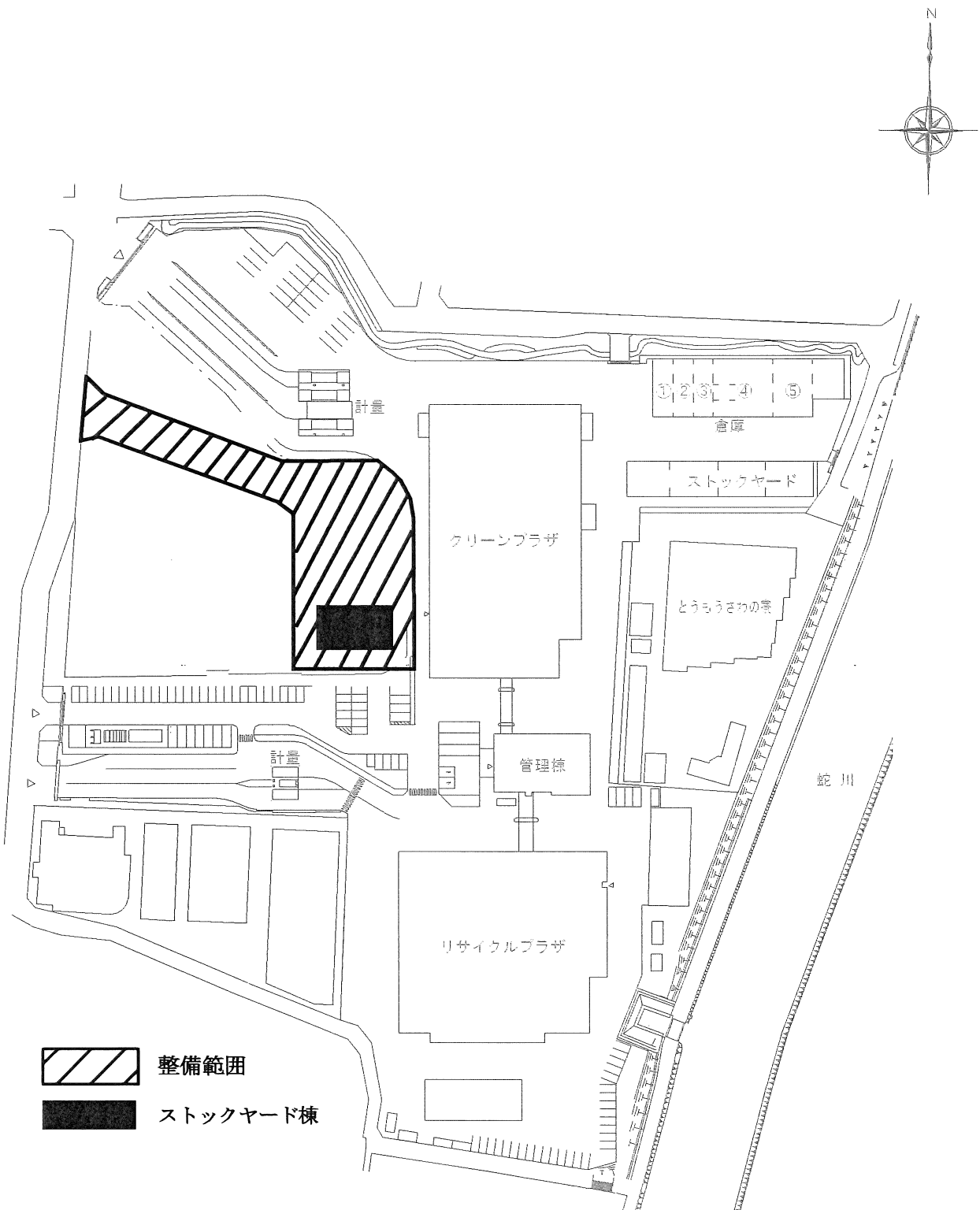
位置図



クリーン
プラザ

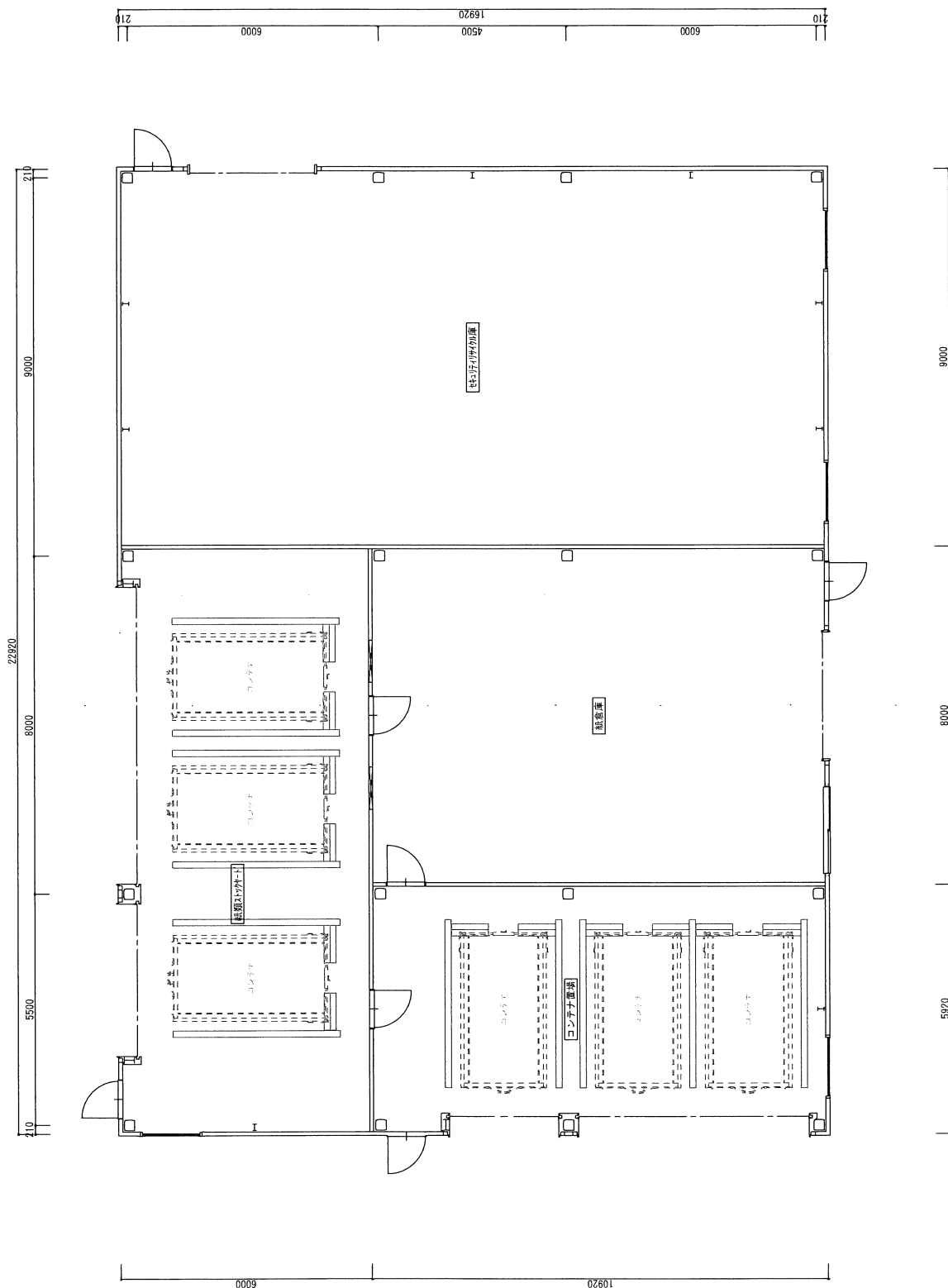
(仮称) ストックヤード整備位置

配置図

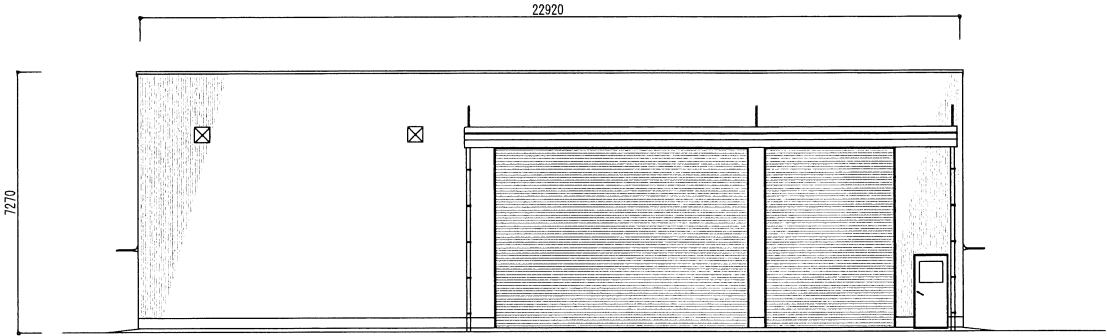




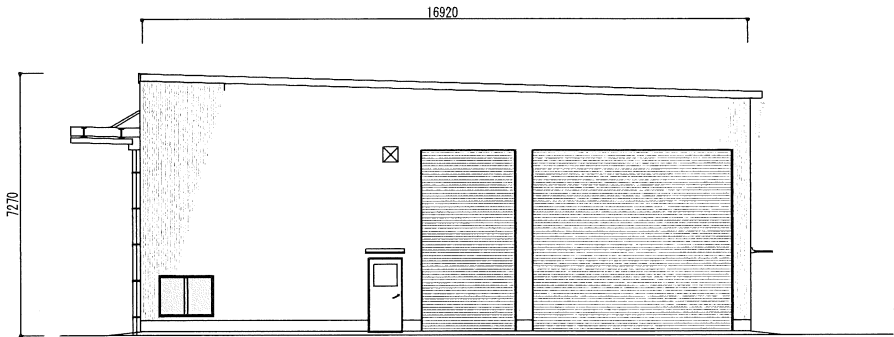
平面図



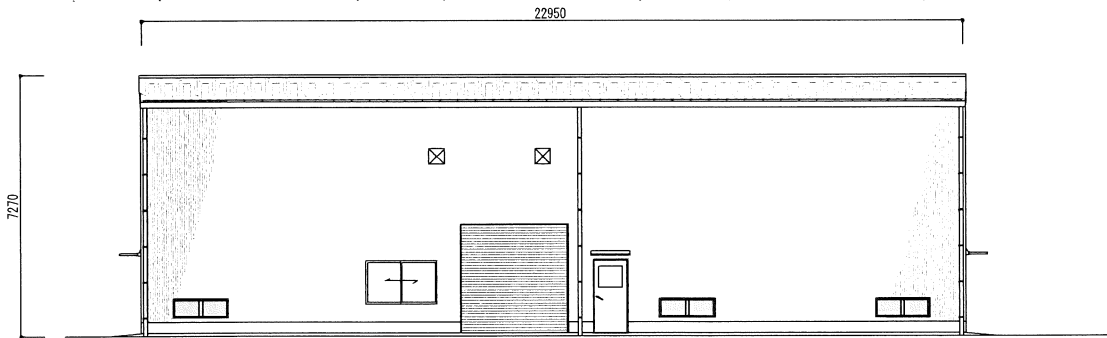
立面图



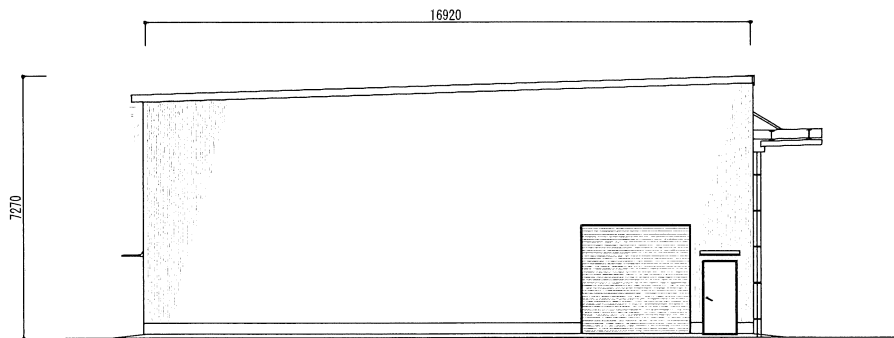
北 立面图



西 立面图



南 立面图



東 立面图